

令和8年度

危機管理マニュアル

(令和3年5月6日改定)

(令和4年5月2日改定)

(令和5年5月8日改定)

(令和6年4月30日改定)

(令和7年4月30日改定)

(令和8年4月28日改定)

枚方市立津田中学校

令和8年度 津田中学校 危機管理マニュアル

学校防災安全計画

1. 特別警報・暴風警報・暴風雪警報・洪水警報・大雨警報発表時の措置（通学路等の状況も勘案する）

	平 日	短 縮 中
午前 7時 現在	枚方市において ・特別警報発表中→臨時休業 ・暴風警報、暴風雪警報、洪水警報・大雨警報が発表中 →自宅待機 <u>※午前7時までには解除された場合は通常通りの授業となります。</u>	左に同じ
午前 9時 現在	枚方市において ・暴風警報、暴風雪警報、洪水警報・大雨警報が解除 →午前10時35分登校、10時50分から 3～6時間目の授業（給食あり） ・いずれかが発表中→引き続き自宅待機。	左に同じ ※授業がある場合は 3・4時間目の授業
午前 10時 現在	枚方市において ・暴風警報、暴風雪警報、洪水警報・大雨警報が解除 →午前11時35分登校、11時50分から 4～6時間目の授業（給食あり） ・いずれかが発表中→引き続き自宅待機。	左に同じ ※授業がある場合は 4時間目の授業
正午 現在	枚方市において ・暴風警報、暴風雪警報、洪水警報・大雨警報が解除 →午後1時05分登校、1時20分から 5・6時間目の授業（給食なし） ・いずれかが発表中→臨時休校。	枚方市において ・暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、 大雨警報が解除されたとき →午後1時以降登校 部活動可 ・いずれかが発表中→臨時休校。
登校後	枚方市に ・特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況より枚方市教育委員会と連携して対応する。 ・暴風警報または暴風雪警報、洪水警報、大雨警報が発表されたときは、複数による下校とする。なお、雨量や通学路等の状況を勘案し、学校で待機する場合もある。	

2. 消防計画

予防管理組織は、火災予防のための組織及び自主点検、検査を行うための組織とし、予防管理表に定める。

（火災予防上の遵守事項）

火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認すること。
- ② 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておくこと。
- ③ 廊下、階段通路出入り口等その他避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。又、避難口等に設ける戸は、容易に解錠し解放できるようにしておくこと。

（建物等の自主点検）

防火管理者及び火元責任者は、建物、火気使用設備器具等について次により検査を実施するものとする。

検査対象	検査項目	検査実施日
建築物	① 建築物外周部の外壁、屋根及び窓その他の開口部の安全確認 ② 防火戸、防火シャッター等の機能の確認 ③ 廊下、階段、避難通路、非常口等の安全確認	8月 1月
火気使用設備器具	① 湯沸し設備器具の性能確認	8月 1月
電気設備	① 受電設備の機能と安全確認	毎月

(点検検査結果の記録と報告)

点検検査を実施した点検資格者及び点検検査員は、その結果を別記の消防用設備等維持点検記録簿に記録するとともに、消防用設備の点検結果を3年に1回、枚方消防署長に報告するものとする。

(自衛消防の組織と任務分担)

枚方市立津田中学校の自衛消防組織として、校長を隊長とし、自衛消防隊を編成する。

(消防訓練)

防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

訓練種別	訓練内容	実施月日
総合訓練	消火、通報及び避難誘導等を連携して行う	11月
基礎訓練	消火器、屋内消火栓等消火活動に使用する設備、器具の取扱い訓練	随時
図上訓練	隊長による机上で行う訓練	随時

(訓練の実施報告)

防火管理者は、前条の自衛消防訓練を実施する場合、「自衛消防訓練通知書」により枚方東消防署長に通知するものとする。

(訓練の実施結果報告)

防火管理者は、前条の自衛消防訓練を実施した場合、「自衛消防訓練結果通知書」により枚方東消防署長に報告するものとする。

○火元責任者一覧表 総責任者 校長
各教室

場所	1年 火元責任者	2年 火元責任者	3年 火元責任者
1組	1組担任	1組担任	1組担任
2組	2組担任	2組担任	2組担任
3組	3組担任	3組担任	3組担任
4組	4組担任	4組担任	4組担任
5組	5組担任	5組担任	5組担任
6組	6組担任		6組担任

その他

場所 管理棟		火元責任者	場所 管理棟		火元責任者	場所 教室棟		火元責任者	
管理棟 1階	校長室	校長	管 3 階	コンピューター室	技術科代表	南 棟	更衣室1・2	体育科代表	
	職員室	教頭		心の教室	生徒指導主事		少人数教室	理科代表	
	相談室	生徒指導主事		進路指導室	進路指導主事		少人数教室	英語科代表	
	放送室	放送委担当	管 4 北 棟 1 階	生徒会室	生徒会部長	西 棟	図書室	司書教諭	
	校務員室	校務員		第1支援室	支援学級担任		視聴覚室	視聴覚担当	
	印刷室	主事		第2支援室	支援学級担任		調理室	家庭科代表	
	男子更衣室	教頭		第3支援室	支援学級担任		音楽室2	音楽科代表	
	女子更衣室	養護教諭		生徒会用具室	生徒会本部		美術室1	美術科代表	
保健室	養護教諭	配膳室	給食担当	美術室2	美術科代表				
管理棟 2階	理科室1・2	理科代表	北 2	更衣室	体育科代表	技 術 棟	金工室	技術科代表	
	理科準備室	理科代表	北 3	少人数教室	数学科代表		木工室	技術科代表	
	校内教育支援 R	生徒指導主事	プ レ ハ ブ	PTA 会議室 部活動室	教頭		技術棟準備		技術科代表
	音楽室1	音楽科代表					体育館		体育科代表
	被服室	家庭科代表		通級指導教室	通級指導担当		プール関係室	体育科代表	

○点検組織及び任務分担

①建築物等の検査・・・(防火管理者)

建築物内外の防火設備の位置、構造、使用状況、防火シャッター等の管理及び検査

②火気使用設備の検査・・・(防火管理者・家庭科代表・校務員)

炊事器具、裁断用器具の火気使用箇所の管理及び点検

③電気設備の検査・・・(教頭)

電気配線、電気機器、避難・誘導電気機器の管理、避雷針等を電気保安協会と連携の上、検査

④機械設備の検査・・・(教頭)

機械設備の過熱等の防止、点検

⑤危険物施設の検査・・・(防火管理者・校務員)

危険物の安全管理及び検査

⑥消火用設備の検査・・・(防火管理者)

消火器等の設備の管理検査

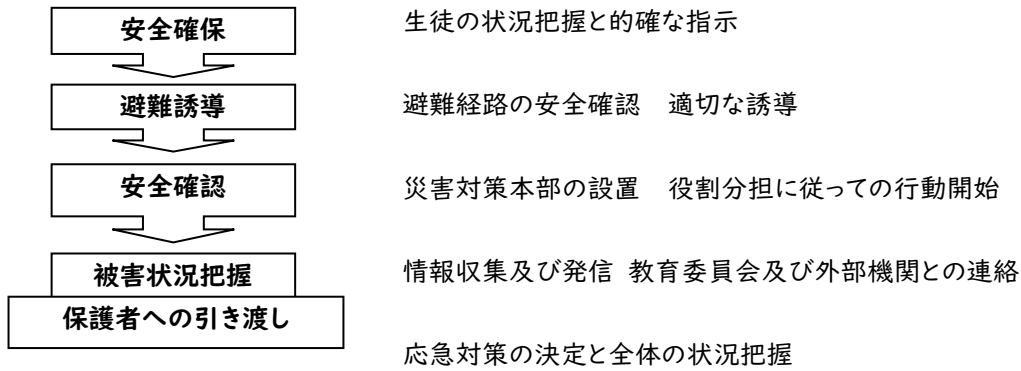
⑦避難設備の検査・・・(防火管理者)

避難階段、非常口等の整備

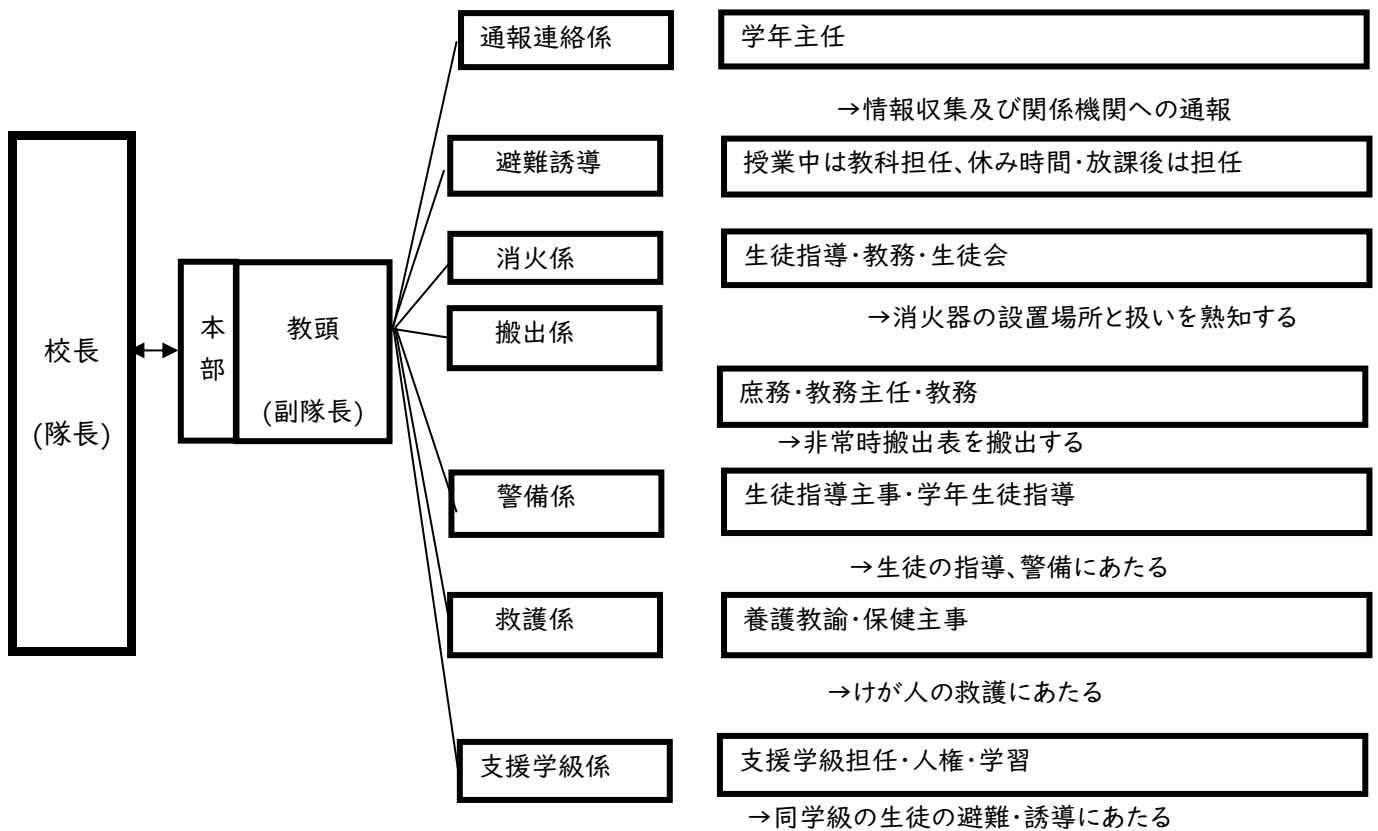
3. 震災予防計画

地震時の災害の発生を予防するため消防計画と併せて次のことを行うものとする。

- (1) 工作物、物品の落下、倒壊の防止のために転倒防止用具の設備と整理整頓。
- (2) 火気使用器具の転倒落防止のための固定及び地震動等により作動する安全装置の年1回の点検。
- (3) 理科室にある危険物、医薬用外劇物の分離収納と整理整頓等の転落防止。及び適正な量の管理。
- (4) 警戒宣言が発令されたとき、情報収集に努め避難が必要な時は速やかに避難誘導する。



○津田中学校 安全防災組織表



大規模地震 安全対策委員会・・・校長、教頭、首席、生徒指導主事、養護教諭、各主任

○地区別引率職員担当表(職員室前方に掲示) 全地区 校長・教頭

※下校時の安全確保の必要がある場合は教職員が引率し、地区ごとに集団下校させる。

津田東町方面	教務部
津田山手方面	生徒指導部
津田元町方面	健康美化部
津田駅前・南町方面	進路学習部
大峰・野村方面	生徒会部
春日方面	情報部

○非常時搬出物

搬出物	保管場所	搬出物	保管場所
生徒名簿	職員室前方書類棚	指導要録 様式 1・2	校長室内耐火金庫
沿革史	校長室内耐火金庫		
身体・歯科検査等	校長室内耐火金庫	卒業生台帳	校長室内耐火金庫

4. 地震発生時における学校の対応について

状 パ タ ー ン	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	<p style="text-align: center;">臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登 校 中	<p style="text-align: center;">生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在 校 時	<p style="text-align: center;">地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <u>以降、臨時休業</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>
下 校 中	<p style="text-align: center;">生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

【NTT 回線の電話機について】

職員室前方コピー機の横に設置
※IP 電話が使用不可の場合に使用

5. 不審者対応予防計画

日常的な取り組み

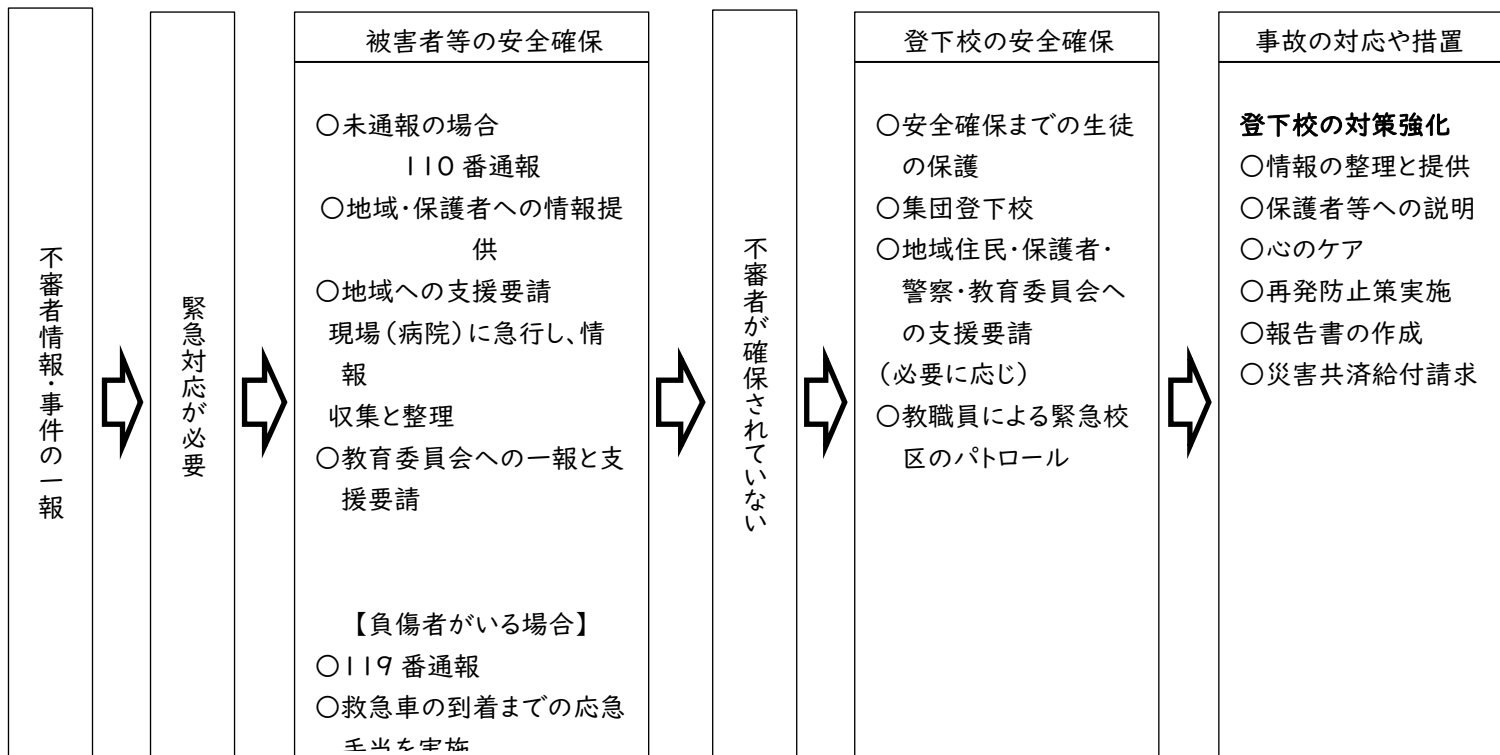
階の観点

- ①教職員・保護者、来校者の名札着用、受付簿に記名、正門を閉める
- ②校地及び学校周辺の清掃、環境整備
- ③通学路安全マップを見直し確認周知
- ④定期的（家庭訪問時、定期テスト時）な校区内パトロールの実施
- ⑤地域コミュニティとの連携、合同パトロール
- ⑥あいさつ、積極的な声かけの実施（適切なソーシャルディスタンスを確保する）

不審者侵入防止のための3段階

段階	具体的な方策
①校門	校門の施錠等
②校門から校舎入口	通行場所の指定 死角の排除
③校舎への入り口	施錠の徹底 受付管理

登下校不審者対応



6. Jアラート(全国瞬時警報システム)について

◎Jアラート(全国瞬時警報システム)によるミサイル発射情報が発信された場合

在校時……校舎内等への避難(建物内の窓から離れる)

登校前……自宅待機

下校時……校舎内へ避難誘導する

校外活動時……近くの建物や地下等へ避難誘導する

◎その他

枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域に落下した場合 → 臨時休校

領土・領海外、日本の上空を通過、領土・領海に落下 → 原則臨時休校はしない

7. 日常における安全管理について

教職員の取り組み

- ・授業の前後および空き時間等を活用し、教室や教具の確認に努める
 - 破損等が発見された場合
 - 教頭、事務職員、校務員に報告し、改善に努める
 - 生徒に破損個所がわかるよう、明示する
 - ガラスの破損等については、飛び散ったガラス片等の清掃（掃除機等を活用）を徹底し、段ボール等で応急的に閉鎖する
 - 校内で対応できない場合
 - 施設整備室 施設管理課（050-7105-8208）に相談し、改善を依頼する
 - 本校校務員を通じ、ブロック長の校務員に相談の上、改善を依頼する
 - 鳥害（カラス）等については、本庁の所管課に相談し、改善に努める
- ・その他
 - 日常的に職員室等の整理整頓に努めるとともに、廊下等に物を置かないようにする。
 - 消火栓の前には絶対に荷物等は置かない。
 - 職員室等において、不要物をすみやかに処分し、動線の確保に努める。
 - 職員室の事務機の足元には荷物等をできるだけ置かないようにする。

生徒への支援について

- 日常的に「安全」について指導し、「安全」に関する意識を高める
- 「自助・共助・公助」を常に意識させる。特に3年生については、「具体的な動き」について考えさせる
- 危険個所等が発見された場合、生徒だけで対応することないように、すみやかに担任等に報告するよう日々啓発する
- 危険個所等が発見された場合、できるだけ速やかに改善し、安全を担保する
- 生徒のアレルギー情報及びアナフィラキシー疾患のある生徒の情報については職員で共有する

プールにおける指導について（授業・部活動）

- 定期的に保健体育科及び水泳部顧問で排水溝がボルトで固定されているかどうか複数で確認する
- 授業及び部活動中は複数の職員で指導および支援に努める
- 出席者はもとより見学者等への配慮（熱中症等の予防）に努める

8. 感染防止対策について

- ・来校者（保護者）には来校時、「入校確認書」を提示していただく
- ・手指消毒用のアルコールを職員玄関等、複数個所に設置し、活用していただく
- ・保護者あての案内等についても、基本的な感染予防について示し、協力を求める
- ・業者等の訪問依頼時に「できるだけ少人数」「できるだけ短時間」「できるだけ生徒（教職員）が少ない時間帯で」等をお伝えし、感染症対策につとめる

9. その他、校区の状況について(日々、「危険箇所近づかない」指導の徹底をする)

本校区は、住宅地に加え、ため池が複数あり、畑が広がる地域である。また府道や国道も通っており、車の交通量も多い。そのため、以下の①から⑤を中心に共有する。

- ① 考査期間等を活用し、職員による校区めぐりを実施し、職員会議等で危険箇所の共有をする
- ② 「津田ふれあい地域教育協議会」及び校区の小学校より情報提供していただき、全職員で共有する
- ③ 危険箇所が発見された場合、道路管理者や市役所、自治会等に相談し、改善を依頼する
- ④ 「まなびポケット」や「ブログ」を活用し、啓発に努める
- ⑤ 「不審者情報」については、情報を整理の上、管理職および生徒指導主事等より生徒に示していく

9-② 津田中学校区安全マップ

津田ふれあい地域教育協議会と津田中学校生徒と共に作成した津田中学校区安全マップ

津田中学校 校区図



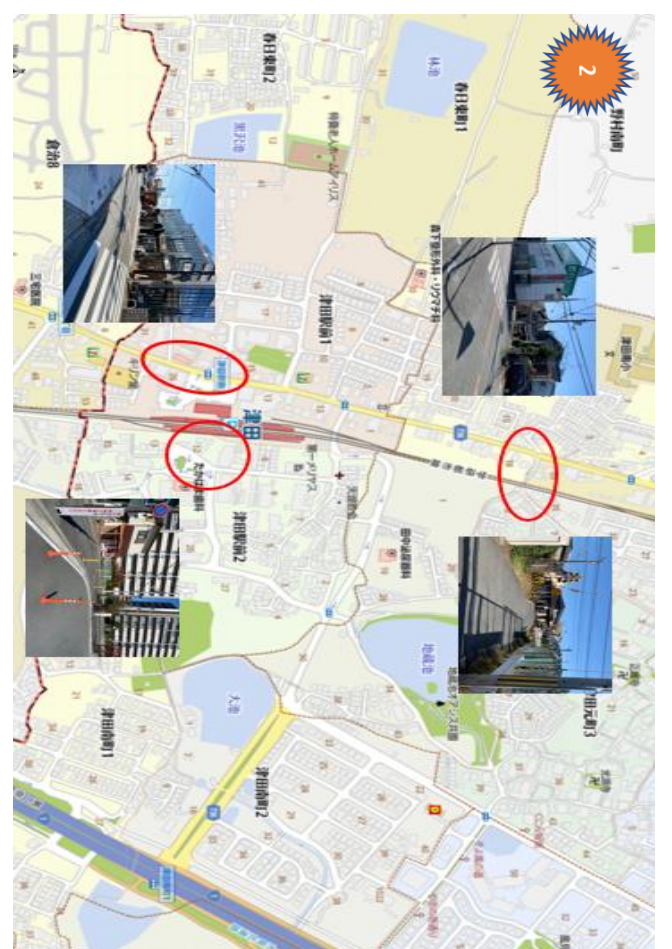
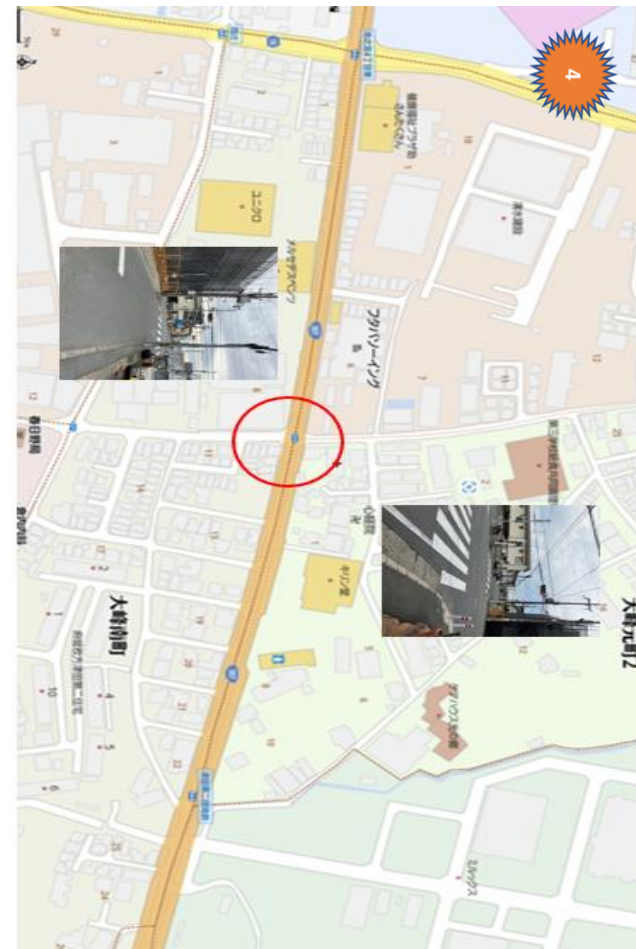
・・・交通災害、ヒヤリハット多発地帯



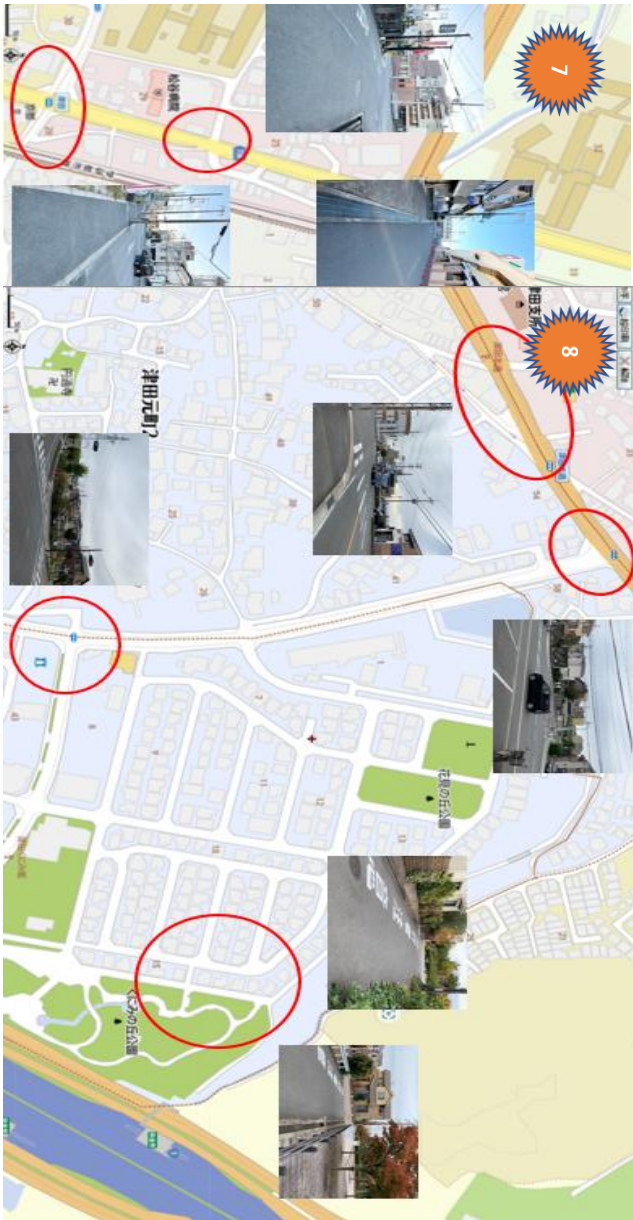
(交通災害、ヒヤリハットの例)

- ・狭い道幅での、車や自転車との接触
- ・急な坂道での、自転車のスピードの出し過ぎによる事故
- ・交通量の多い道路での事故
- ・見通しの悪い道路での接触事故

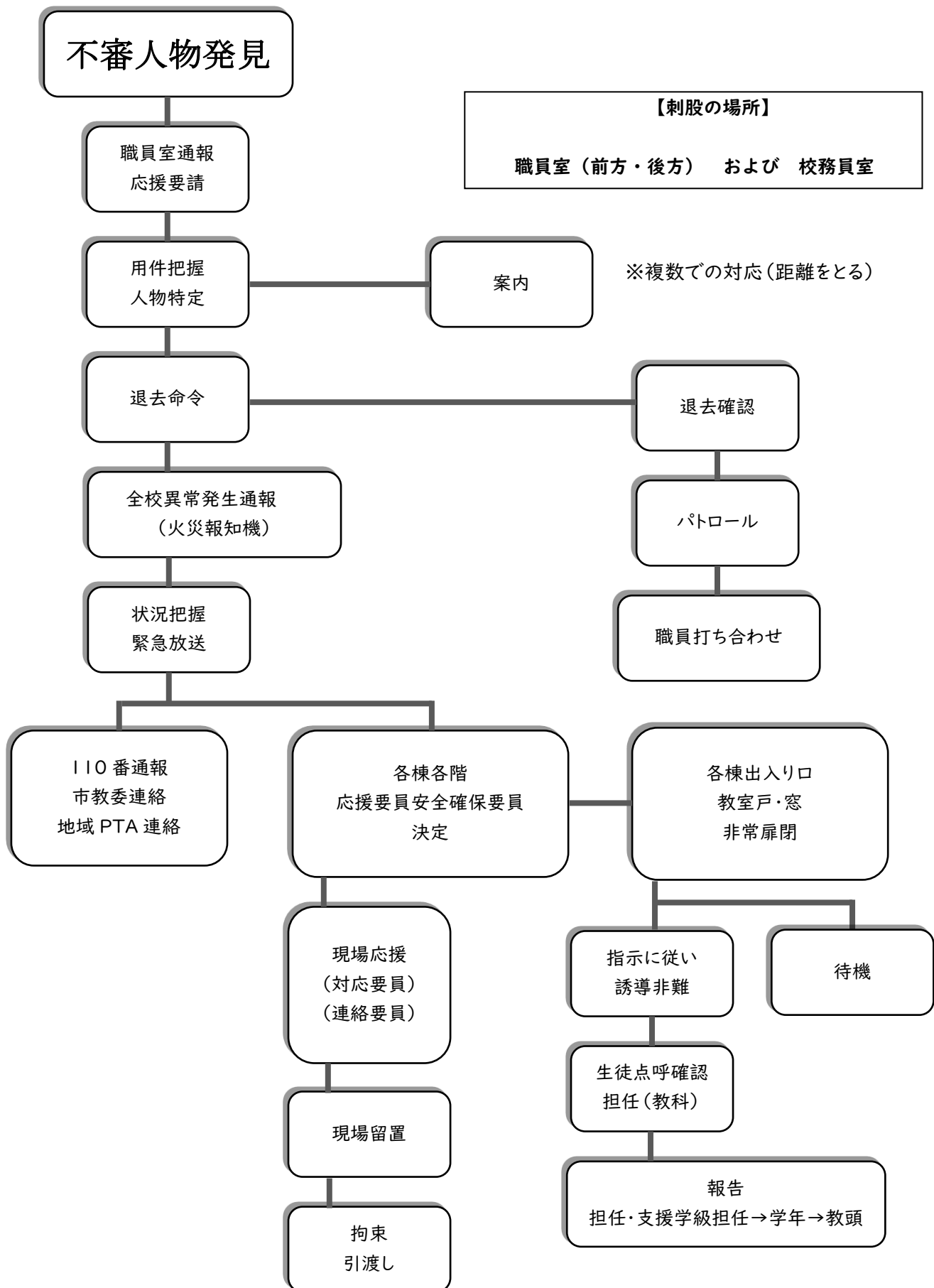
エリア別安全マップ ①～④ ※赤で囲まれた場所が、特に交通災害、ヒヤリハット多発場所となる。



エリア別安全マップ ⑤～⑧ ※赤で囲まれた場所が、特に交通災害、ヒヤリハット多発場所となる。

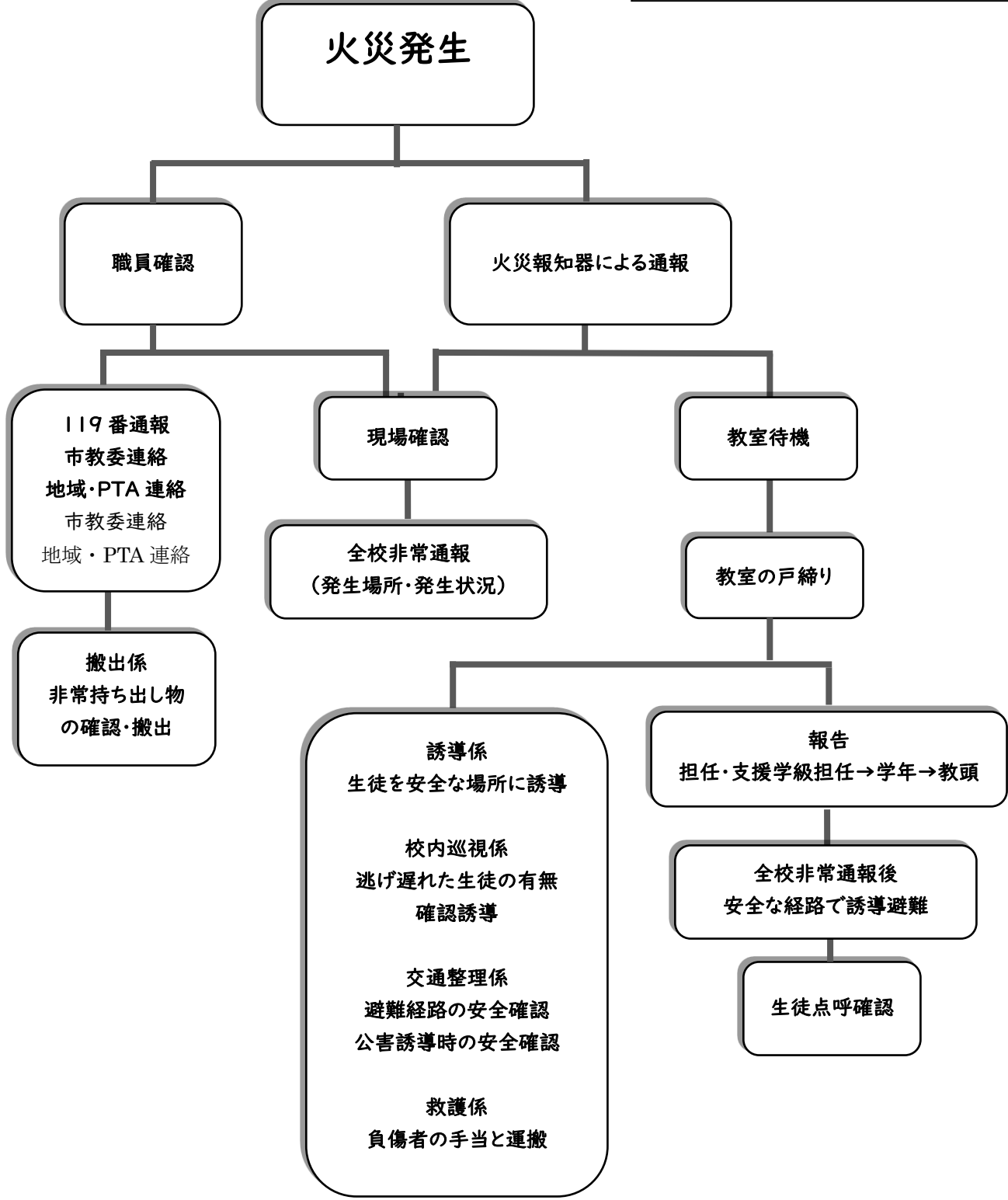


10. 不審者対応マニュアル

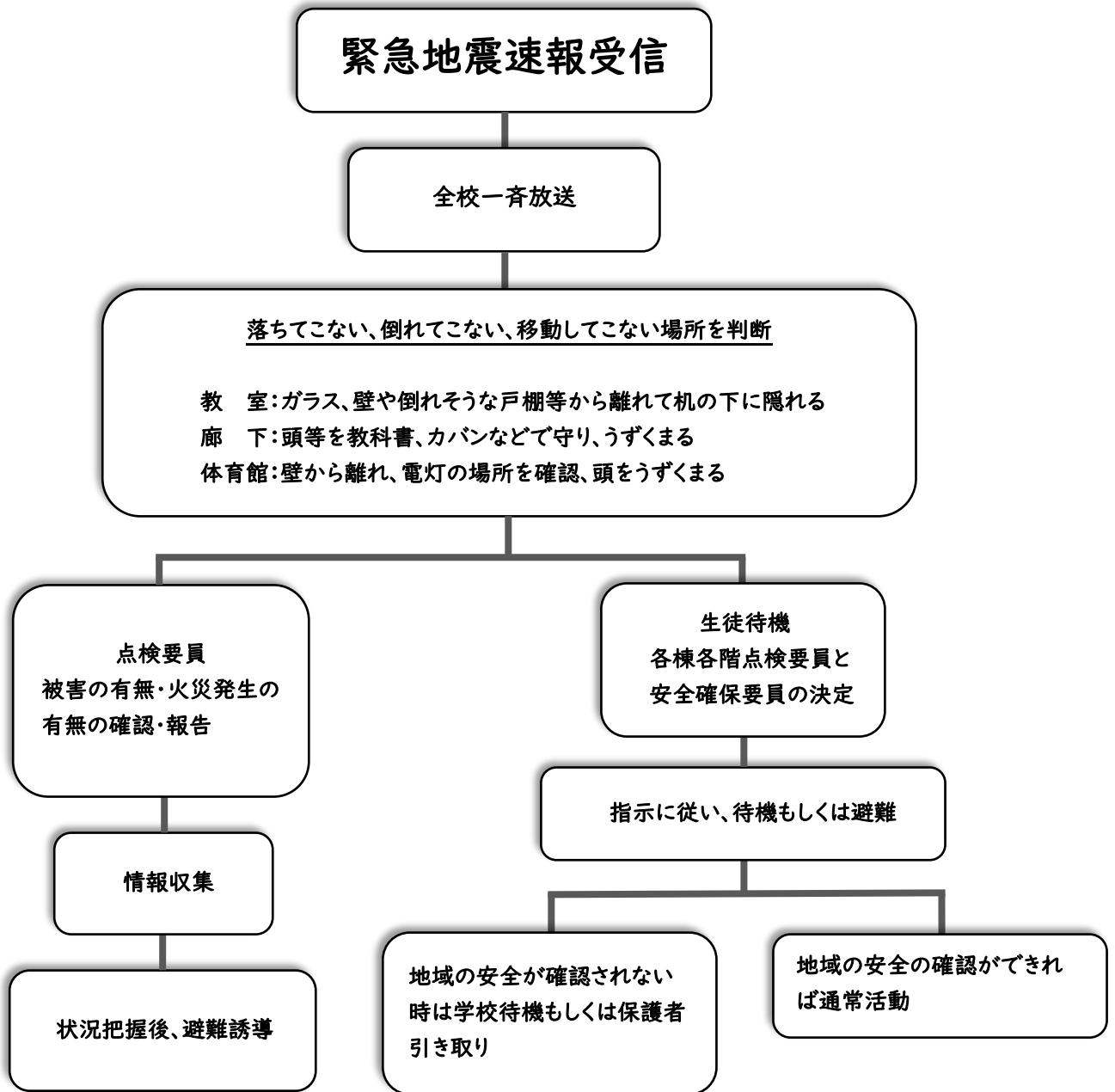


11. 火災発生時避難マニュアル

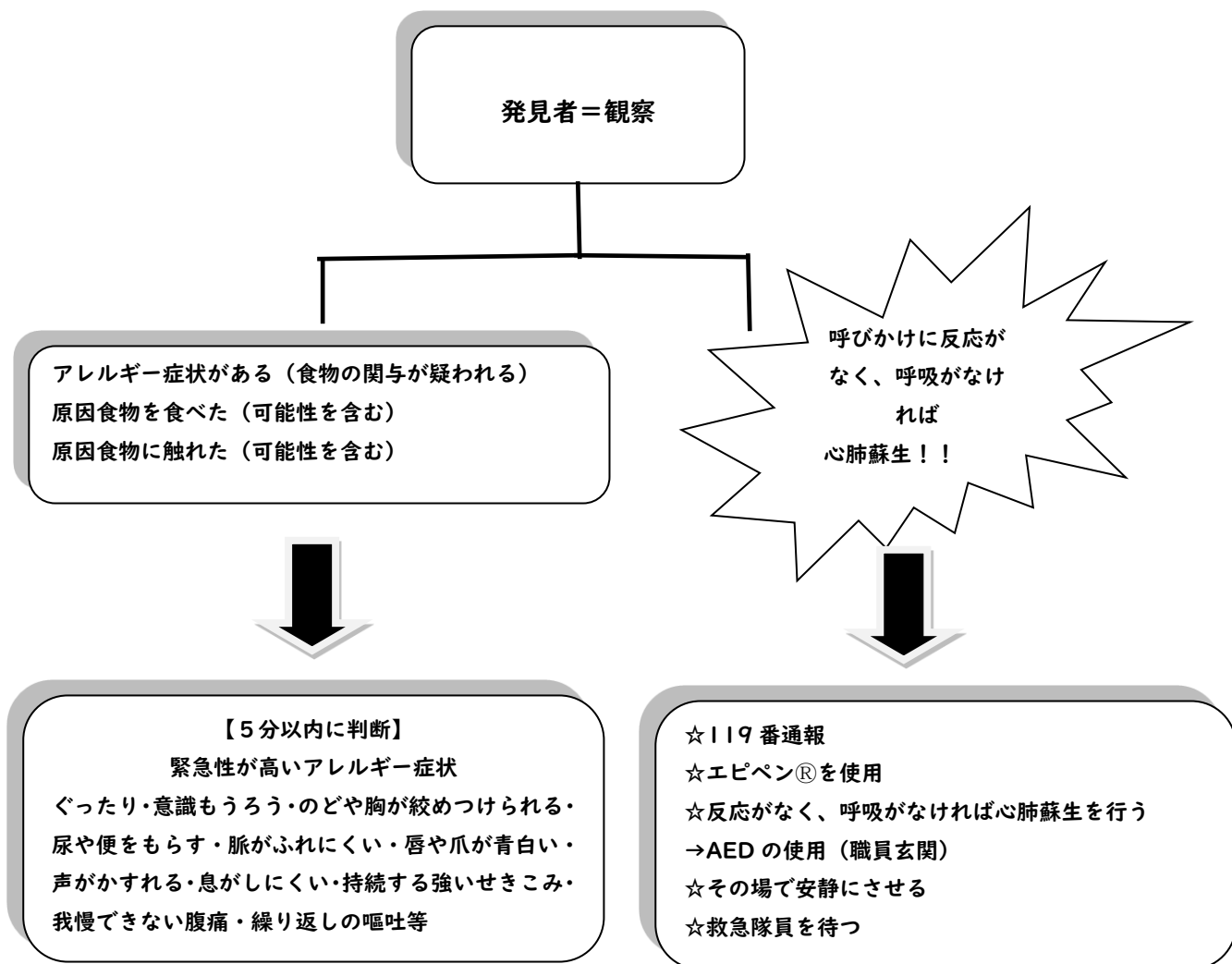
担架の場所
保健室前
(管理棟1階)



12. 地震発生時マニュアル



13. アレルギー対応マニュアル



役割一覧

エピペン®の準備 AEDの準備	救急車の要請 管理職との連携 保護者への連絡	記録をとる (時系列かつ具体的に) ※エピペン使用開始時間 ※5分ごとの症状 ※内服薬を飲んだ時間	他の生徒への支援 救急車等の誘導
--------------------	------------------------------	---	---------------------

【参考】枚方市 危機管理ポータルサイト



14. 避難確保計画



令和7年度 防災ガイド(ハザードマップ)



土砂災害警戒区域等について

(枚方市危機管理部 危機管理対策推進課)

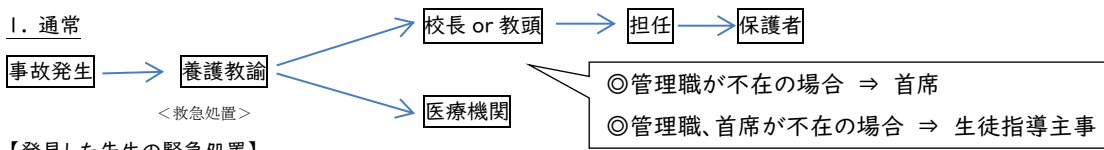
非常災害時の配備態勢

配備区分	配備時期	配備態勢	時間外	
			学校教育部 各課	学校
1号配備	災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき 枚方市域で、震度5弱	予め指名した職員約10% 指示により避難所設置 (市長が任命した避難所派遣職員2名)	1名	2名
2号配備	小規模の災害が発生したとき、 またはその恐れがあるとき 枚方市域で、震度5弱	予め指名した職員約25% 指示により避難所設置 (市長が任命した避難所派遣職員2名)	2名	2名
3号配備	枚方市域で、震度5強	予め指名した職員約50% 指示により避難所設置 (市長が任命した避難所派遣職員2名)	予め指名した職員約50%	予め指名した職員約50%
4号配備	枚方市域で、震度6弱以上	全職員 避難所は自動設置。市長が任命した避難所派遣職員2名	全員	全員

15. 事故発生時の緊急連絡体制について

医師の処置を必要とする事故発生時

1. 通常

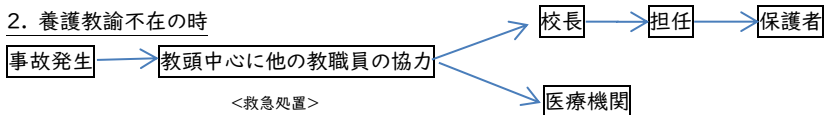


【発見した先生の緊急処置】

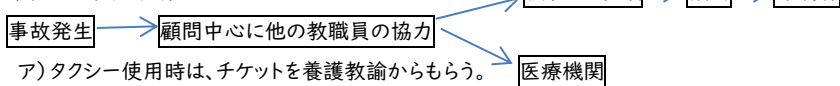
ア) 医療機関等で受けた処置等は、校長・教頭・関係職員に経過報告する。

イ) 担任は必ず保護者に連絡する。

2. 養護教諭不在の時



(休日の部活動時)



ア) タクシー使用時は、チケットを養護教諭からもらう。医療機関

イ) 保健室にある健康管理カードを医療機関へ持参する。

ウ) 医療機関で受けた処置等は、校長・教頭・関係職員に経過報告する。

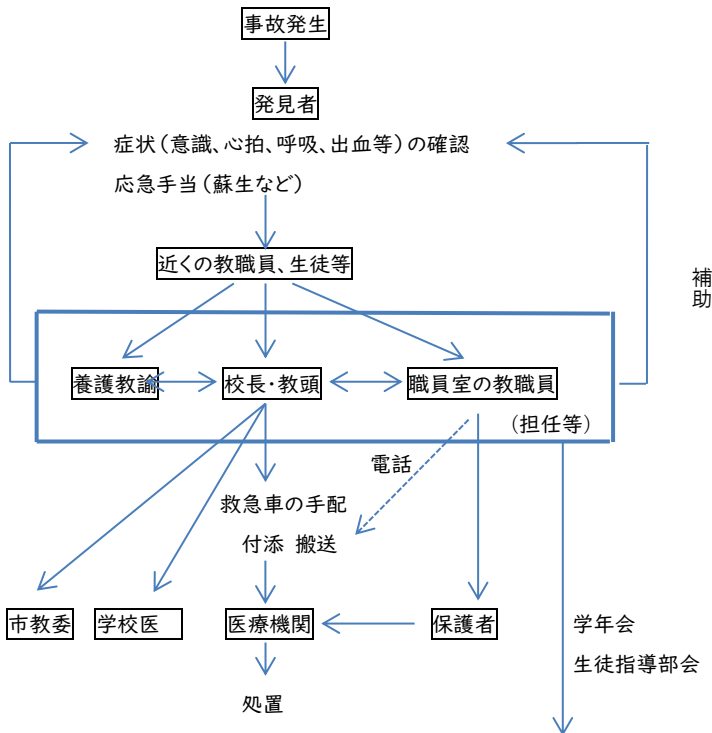
エ) 担任は必ず保護者に連絡する。

3. 大事故発生時

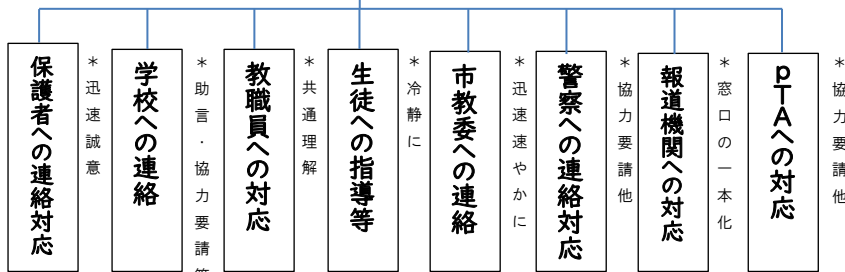
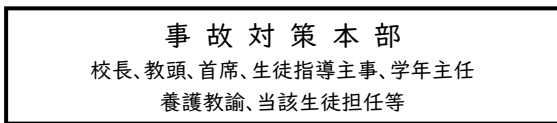
I. 生命維持最優先(救急処置)

II. 的確な判断と指示

III. 迅速正確な連絡



職員会議



【熱中症対策について】

暑さ指数(WBGT)に注視し、生徒の安全を第一義に生徒の活動を支援する

〈暑さ指数〉

31 以上→運動は原則中止

28~31→厳重警戒(激しい運動は中止)

25~28→警戒(積極的に休憩)

21~25→注意(積極的に水分補給)

21 未満→ほぼ安全(適宜水分補給)

【夏季休業中等における運動部指導の心得】

- ・活動前の健康観察(食事・睡眠等)
- ・活動前の水分補給
- ・活動中のこまめな水分補給
- ・休憩時間の確保
- ・活動後の健康観察

【校外学習時における事故災害の対応】

1. 生徒の安全確保が第一義
2. 市教委・保護者その他関係者へ速やかな連絡
3. 養護教諭が中心となり「記録」をとる
4. 旅行業者と連携し、適切な対応に努める

【生徒の心のケア】

児童生徒支援課と連携をとり、生徒の心のケアに努める。SCとも連携する

[児童生徒課:050-7105-8047]